

30 環総政第 1 1 1 号
平成 30 年 5 月 2 日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東金町一丁目西地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 狩野 浩志
所在地：東京都葛飾区東金町一丁目 1 7 番 2 号

- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：東金町一丁目西地区市街地再開発事業
種 類：高層建築物の新築

- 3 対象事業の所在地
東京都葛飾区東金町一丁目地内

第2 意 見

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業は複数の工期に分けて段階的に実施する計画であることから、各工期における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点において予測・評価すること。
- 2 自動車教習所の供用に伴う騒音について、事業計画地周辺には中高層住宅が存在することから、これらの住宅に近接する地点における高さ方向についても、必要に応じて予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。